

## 65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税を納税されている方へのお知らせ

平成21年10月から、公的年金に係る所得に対する個人住民税（道府県民税・市町村民税）のお支払い方法が変わります。

年金受給されている方で、個人住民税の納税義務のある方は、現在口座振替や窓口でお支払い頂いていますが、今年10月以降公的年金から特別徴収（天引き）されることとなります。

### ○対象となる方

平成21年4月1日現在で、次の要件を満たす方です。

- 年齢が65歳以上の公的年金を受給されている個人住民税の納税義務のある方で、かつ、年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を受給している方（介護保険料の特別徴収と同様）。

### ○対象となる税額

全ての公的年金等に係る所得額に応じた税額が特別徴収（天引き）の対象となります。

ただし、その税額は、老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等から特別徴収（天引き）されず（いわゆる2階・3階部分の年金からは特別徴収されません）。

### ○実施時期

特別徴収（天引き）の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度では、受給者が支払うべき個人住民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市町村へ直接納め、受給者には、年金から個人住民税を差し引いた差額が支払われることとなります。

平成21年度の税額の半分については、平成21年6月及び9月に普通徴収（口座振替や窓口で支払う方法）によりお支払い頂くこととなります。

また、年金所得以外の所得に係る個人住民税及び対象とならない方の個人住民税については、従来どおりの方法によりお支払い頂くこととなります。

### ◎問い合わせ先

財政課税務係（内線216・217）

## ご厚志ありがとうございます

小平町に対して、次の方々から多大なご厚志が寄せられました。厚くお礼申し上げます（順不同、敬称は省略いたします）。

### 【一般寄付】

- 三口 寿春 「福祉事業のため」
- 谷澤 小雪 「福祉事業のため」
- 新名 真澄 「町行政の財政運営のため」

### 【物品寄付】

- 鬼鹿地区ADSL誘致の会

### 【ふるさと納税制度による寄付】

- 菅原 一則（神奈川県）
- 運上 龍哉（札幌市）
- 向 浩二郎（茨城県）
- 東京おびら会（東京都）
- 渡邊 孝行（札幌市）

皆さまのご厚志に感謝申し上げるとともに、町行政の運営・発展のため、大切に使用させていただきます。ありがとうございました。

小平町立特別養護老人ホーム愛生園に対して、次の方々から多大なご厚志が寄せられました。厚くお礼申し上げます（順不同、敬称は省略いたします）。

- 土門 紀（小平町）
- 管野千恵子（小平町）
- 伊東 秀俊（小平町）
- 小松 幸夫（小平町）
- 岡山 勝子（小平町）
- 長崎 昭正（青森県）
- 湯田理容室（小平町）
- 三浦 律子（小平町）
- 三好 敏彦（小平町）
- 森島 武雄（小平町）
- 横濱キヨ子（小平町）
- 今村 武（小平町）
- 佐藤 武弘（小平町）
- 富岡町内会（小平町）
- 本町婦人部（小平町）
- 末広町婦人部（小平町）
- 小平町建設業協会（小平町）
- 小平手打ちそば愛好会（小平町）
- 小平大正琴サークル（小平町）
- 小平町農産加工うまい会（小平町）
- 留萌ヤクルト販売㈱（留萌市）
- 丸高水産㈱（札幌市）

（以上、平成20年10月1日から平成21年2月4日まで）

この他、入園者のご家族の方々より、ご厚志も多数寄せられておりますが割愛させていただきます。

皆さまの善意に心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。